

特別養護老人ホームやぐるま苑
指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人はるかぜ福祉会が設置する特別養護老人ホームやぐるま苑（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況や利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護（要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)、「〔大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例〕」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームやぐるま苑
- (2) 所在地 大阪市平野区瓜破南二丁目4番10号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)(特別養護老人ホームを含む)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
 - (2) 医師 0.1名以上
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
 - (3) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
 - (4) 看護職員 3名以上
看護職員は、利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
 - (5) 介護職員 44名以上
介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - (7) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
 - (8) 介護支援専門員 2名
利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、短期入所サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
 - (9) 事務職員 1名以上
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 1ユニット
- (2) ユニットごとの利用定員
1ユニット 10名

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護・・・利用者の自立支援及び日常生活の充実に向けて、利用者の状況に応じた介護の提供

- (2) 食事・・・利用者の栄養並びに心身の状況・嗜好を考慮した食事の提供
- (3) 機能訓練・・・調理・洗濯等日常生活を送る上での生活機能の維持改善のための機能訓練
- (4) 健康管理・・・利用者の健康状態を把握し、健康維持のための適切な対応
- (5) 相談援助・・・利用者の心身の的確な状態把握に努め、利用者や家族等の相談に応じるとともに必要な助言・援助
- (6) その他のサービス提供・・・その他、利用者の日常生活を向上させるための必要な援助
- (7) 送迎・・・安全運転を心掛け、安心安全に移送できる送迎の支援

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の実施地域から片道 2km未満 200円
- (2) 通常の実施地域から片道 2km以上1km超過するごとに 100円

4 食事の提供に要する費用については、別表に掲げる費用の額を徴収する。

5 滞在に要する費用については、別表に掲げる費用の額を徴収する。

6 理美容に要する費用については、別表に掲げる費用の額を徴収する。

7 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

8 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人（家族等）に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

10 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は身元引受人（家族等）に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又は身元引受人（家族等）に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

12 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は身元引受人（家族等）に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、平野区、東住吉区、八尾市、松原市、羽曳野市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の身元引受人（家族等）、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及び身元引受人（家族等）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者又は身元引受人（家族等）の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は身元引受人（家族等）の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は身元引受人（家族等）の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(身体拘束の制限)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は身元引受人(家族等)の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は身元引受人(家族等)の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、当該サービス提供を開始した日より5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人はるかぜ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行適用する。
- この規定は、令和 元年10月 1日から施行適用する。
- この規定は、令和 4年 4月 1日から施行適用する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行適用する。
- この規定は、令和 6年 8月 1日から施行適用する。

第8条関係（別表）

1 食費・居住費の費用（非課税）

（1）介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,445 円／日 (朝食 315 円、昼食 607 円、夕食 523 円)	※昼食に おやつ代含む
居住に要する費用	ユニット型個室 2,066 円／日	

（2）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300 円／日	
	第2段階認定者 390 円／日	
	第3段階①認定者 650 円／日	
	第3段階②認定者 1,360 円／日	
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 880 円／日	
	第2段階認定者 ユニット型個室 880 円／日	
	第3段階①②認定者 ユニット型個室 1,370 円／日	

2 その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費を基準に定める額	
日常生活上必要なる費用	実費を基準に定める額	
貴重品管理サービス	1,000 円／月	消費税込み
理美容代	カット 2,250 円／回	消費税込み
	パーマ 3,350 円／回	
	毛染め 4,000 円／回	
	丸刈り 800 円／回	
貸しテレビ代	275 円／日	消費税込み
電気使用料	55 円／日	消費税込み
複写物代（コピー）	11 円／枚	消費税込み